

社会福祉法人東条福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東条福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について決めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(改廃)

第3条 本規程は評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。